

令和元事業年度

業務実績に関する説明資料
「評価の要約」

独立行政法人勤労者退職金共済機構の概要

1. 設立目的

中小企業退職金共済法の規定による中小企業退職金共済制度（一般の中小企業退職金共済制度、特定業種退職金共済制度）を運営するとともに、勤労者の計画的な財産形成の促進の業務を行うことを目的とする。

2. 設立時期

平成15年10月1日

3. 役職員数（令和2年4月2日現在）

役員6名（理事長1名、理事長代理1名、理事2名、監事2名（うち非常勤1名））

職員258名

4. 業務概要

（1）中小企業退職金共済制度

○一般の中小企業退職金共済制度

- ・中小企業の従業員を対象とし、事業主が金融機関を通じて毎月一定の掛金を納付すると、従業員が退職したときに、機構から直接当該従業員に退職金を支給する。

○特定業種退職金共済制度

- ・特定業種（厚生労働大臣が指定：現在、建設業、清酒製造業、林業の三業種）において期間雇用される従業員を対象とし、現場で働く期間雇用者が所持する共済手帳に事業主が雇用日数に応じ共済証紙（日額：建設業310円、清酒製造業300円、林業470円）を貼付し、当該期間雇用者が業界で働くことをやめたときに、機構から直接当該期間雇用者に退職金を支給する。

（2）勤労者財産形成促進制度

○勤労者財産形成持家融資制度

- ・勤労者の財産形成を促進し、生活の安定を図るため、財形貯蓄を1年以上行っている勤労者を対象に、勤労者本人が居住する住宅を建設、購入または改良するために必要な資金を、事業主等を通じて、財形貯蓄残高の10倍（最高4,000万円）まで低利で融資する。

・業務実績 評価項目一覧

中期計画			評価項目No.	自己評価	ページ	
I. 国民に対し提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項						
第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	I 退職金共済事業	1 一般の中小企業退職金共済事業	(1) 資産の運用【重要度 高】 (2) 確実な退職金の支給に向けた取組 (3) 加入促進対策の効果的实施 (4) サービスの向上	1-1	B	3
		2 建設業退職金共済事業	(1) 資産の運用【重要度 高】 (2) 確実な退職金の支給に向けた取組【難易度 高】 (3) 加入促進対策の効果的实施 (4) サービスの向上	1-2	B	7
		3 清酒製造業退職金共済事業	(1) 資産の運用【重要度 高】 (2) 確実な退職金の支給に向けた取組 (3) 加入促進対策の効果的实施 (4) サービスの向上	1-3	B	10
		4 林業退職金共済事業	(1) 資産の運用【重要度 高、難易度 高】 (2) 確実な退職金の支給に向けた取組 (3) 加入促進対策の効果的实施 (4) サービスの向上	1-4	B	13
	II 財産形成促進事業	1 融資業務の着実な実施 2 利用促進対策の効果的实施 3 財務運営	1-5	B	18	
	III 雇用促進融資事業		1-6	B	20	
	II. 業務運営の効率化に関する事項					
第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	1 効率的かつ効果的な業務実施体制の確立等 2 業務運営の効率化に伴う経費削減 3 給与水準の適正化 4 業務の電子化に関する取組 5 契約の適正化の推進	2-1	B	21		
III. 財務内容の改善に関する事項						
第3 財務内容の改善に関する事項		3-1	B	24		
IV. その他の事項						
第4 その他業務運営に関する重要事項	1 内部統制の強化 2 情報セキュリティ対策の推進等 (1) 情報セキュリティ対策の推進 (2) 災害時等における事業継続性の強化 3 退職金共済事業と財産形成促進事業との連携 4 資産運用における社会的に優良な企業への投資	4-1	B	25		
第5 予算、収支計画及び資金計画 第6 短期借入金の限度額 第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 第8 剰余金の使途 第9 職員の人事に関する計画 第10 積立金の処分に関する事項		5-1	B	29		

評価項目No.1-1

退職金共済事業(一般の中小企業退職金共済事業)

自己評価 **B**

I 中期目標の内容

- 一般の中小企業退職金共済(以下「中退共」という。)事業に係る業務に関し、共済契約者及び被共済者の視点に立ち、安定的な退職金共済制度を確立させることで、従業員の福祉の増進及び中小企業の振興を図ることが必要であることから、以下の取組を着実に実施するとともに、必要に応じて見直しを行うこと。

(1) 資産の運用 【重要度 高】

【重要度 高】である理由: 共済契約者から納められた掛金を運用し、一定の利回りを付与した上で被共済者に退職金を支払うことが退職金共済制度の根幹であるため。

- 退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、中期的に中退共事業の運営に必要な利回りを最低限のリスクで確保すること。
 - ・委託運用部分について、毎年度、各資産のベンチマーク収益率(市場平均収益率)を確保すること。

(2) 確実な退職金の支給に向けた取組

- 未請求退職金の縮減の観点から、未請求者数縮減のための対策及び効果的な周知広報を行うこと。
 - ・請求権が発生した年度における退職者数に対する当該年度から3年経過後の未請求者数の比率を、毎年度1.3%以下とすること。
 - ・請求権が発生した年度における退職金総額に対する当該年度から3年経過後の未請求退職金額の割合を、毎年度0.4%以下とすること。

(3) 加入促進対策の効果的実施

- 加入勧奨対象を的確に把握した上で、効率的かつ効果的な加入促進対策を講ずること。
 - ・中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を165万人以上とすること。
 - ・個別事業主に対する勧奨を普及推進員1名あたり平均月15件以上行うこと。

(4) サービスの向上

- 諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて見直しを行うこと。契約及び退職金給付に当たり、厳正かつ迅速な審査を実施すること。
 - ・退職金請求について、受付日から18業務日以内に、退職金を全数支給すること。
- ホームページの充実やニーズに即した相談業務、情報提供を行うこと等により、相談業務及び情報提供の質の向上を図ること。
 - ・毎年度、ホームページの閲覧者の満足度(参考になった割合)を80%以上とすること。
 - ・ホームページの中退共制度の情報へのアクセス件数を、毎年度115万件以上とすること。
 - ・毎年度1回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施すること。

(1) 資産の運用 【重要度 高】

【指標】 委託運用部分について、毎年度、各資産のベンチマーク収益率（市場平均収益率）を確保すること。

- 委託運用部分について、各資産の収益率は、いずれも概ねベンチマーク並みの水準（図表1）となり、引き続き中期的に中退共事業の運営に必要な利回りを最低限のリスクで確保している。本指標を含む運用状況については定期的（四半期ごと）に資産運用委員会に報告し、適切との評価を得た。

【原因】

2資産で超過収益率がマイナスとなったが、新型コロナウイルス感染拡大を契機とした金融市場の混乱により、3月に大きくマイナスとなったもの。

国内株式については、日銀によるETF大量購入等が、割安・割高銘柄の見定めを収益源とする運用機関の戦略に逆風となった。

外国債券については、FRB等の無制限の量的緩和による予想外の金利低下等の為、金利予想を収益源とする運用機関のパフォーマンスが悪化したもの。

【対策】

○3月に加え、4月及び5月にも「資産運用委員会」を臨時に開催するなどして、対策を検討したが、資産運用委員からは金融ショックの時は流動性の確保、倒産リスクの回避は重要であるが、相場はオーソドックスでない状況が起こりえるので、短期的な動向で右往左往すべきではない、との助言を得ている。

ちなみに4月以降、国内株式、外国債券とも大幅に改善、5月末にいずれもプラスとなり（各0.67%、0.31%）、全体でもプラスに転換（0.31%）している。

○中退法の改正により資産運用委員会（平成27年10月）が設置されて以来、4年半に及び中期的な視点から改革に取り組み、元年度はその最後の仕上げとして、運用受託機関の見直し（二次面接：50社100時間）を行い、それに伴い、運用受託機関の評価基準の見直しも行った。新基準では、スタイル分散などリスク管理を効果的に実施するため、評価手法の充実を図り、運用実績（超過収益率）についても、中長期的に評価することとしている。この新基準に合わせて資産運用の「基本方針」の改定も行い（令和2年度第1回資産運用委員会）、第4期中期計画の最大の目標である、「中期的に中退共事業の運営に必要な利回りを最低限のリスクで確保する」ことに努めている。

（図表1）

※運用実績の外的要因については、P6 Ⅲ（1）に記載のとおり。

令和元年度 通期	時間加重 収益率	ベンチマーク 収益率	超過収益率	2月時点
国内債券	△0.06%	△0.18%	0.12%	0.25%
国内株式	△9.79%	△9.50%	△0.29%	0.65%
外国債券	6.49%	7.46%	△0.97%	△0.46%
外国株式	△11.64%	△12.42%	0.78%	0.38%

（参考 過去5年間の実績に対する評価）

超過収益率	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
<評価>					
国内債券	0.25%	0.11%	0.15%	0.08%	0.12%
国内株式	△0.57%	0.80%	0.51%	△0.43%	△0.29%
外国債券	0.11%	2.26%	△0.15%	△0.17%	△0.97%
外国株式	△0.60%	△0.41%	3.45%	△0.13%	0.78%
合計	△0.12%	0.62%	0.39%	△0.08%	△0.16%

※平成28年度から新評価基準

平成29年度以前は、合計の超過収益率のみが評価対象。

合計は各資産の基本ポートフォリオに定める資産配分で加重した個別資産効果の合計値である。

(2) 確実な退職金の支給に向けた取組

【指標】 未請求率 = 請求権発生年度から3年経過後の未請求者数 / 請求権発生年度の退職者数

目標値：1.3%以下、実績値：1.65%

未請求退職金額割合 = 請求権発生年度から3年経過後の未請求退職金額 / 請求権発生年度の退職金総額

目標値：0.4%以下、実績値：0.47%

【原因】 目標未達の主な要因は以下の2点

＜企業間通算の増加＞

- ・通算期間延長（2年⇒3年）の浸透と、空前の人手不足を背景とした転職の増加傾向が相俟って、将来の通算を企図して請求を控えるケースが増加しているものと思われる

＜低額層の増加＞

- ・手続負担等から請求勧奨に応じないケースが多い退職金額10万円未満層が増加
 - 未請求者数の比率及び未請求退職金額の割合ともに目標達成には至らなかったが、上記を踏まえ、退職後3年経過直前の未請求者に対するテレホンアプローチ及び高額者に対する再度の請求手続要請等の追加施策を実施したほか、令和元年度からTV、ラジオ、インターネット等複数のメディアを組み合わせた中退共に関する広報キャンペーンも展開し、年間の請求者数は前年を上回った（936人⇒1,170人）。

【対策】

- 請求手続要請時のアンケート調査を継続実施し、判明した未請求の原因を特定、解消する対策に繋げる。
 - 請求手続きの合理化策については、実施の是非、実施時期について諸情勢を踏まえて検討中。
- 退職後3年経過直前の未請求者に対するテレホンアプローチ及び高額者に対する再度の請求手続要請を継続実施。
- 中退共制度の周知広報に努め、請求手続き要請を詐欺と誤解されないようにする。
 - 複数のメディアを組み合わせた複合的広報キャンペーンも引き続き展開。

（図表2）＜請求権発生後2年目（金額構成は3年目）の年度末時点の未請求者数等＞

退職年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
未請求者数(人)	4,795	5,459	6,286	—
未請求率(%) 人数/金額	1.82/0.58	2.10/0.68	2.36/0.75	—
退職金額10万円未満 (3年目:構成比%)	55.0	59.4	—	—
企業間通算申請 (当年度中・件数)	2,512	2,965	3,306	3,458

（図表3）＜請求しない主な理由アンケート:令和元年度＞（構成比%）

退職金額	手続が 分かりにくい	時間が ない	手続が 面倒	通算希望
～10万円	12.6	21.8	37.8	20.2
10-50万円	4.4	8.8	7.4	66.2
50万円～	5.0	6.9	2.0	64.4

注) 通算期間延長：平成28年度実施

(3) 加入促進対策の効果的实施

【指標】 加入目標達成度 目標値：337,000人 実績値：383,483人 (達成度 113.8%)

【指標】 個別事業主に対する加入勧奨等
目標値：普及推進員1人あたり月平均15件 実績値：18.6 件 (達成度 124.0%)

(4) サービスの向上

【指標】 18業務日以内の退職金支給 目標値：100% 実績値：100% (達成度 100.0%)

【指標】 H P 閲覧者満足度 目標値：80% 実績値：87.6% (達成度 109.5%)

【指標】 H P アクセス件数 目標値：1,150,000件 実績値：1,320,618件 (達成度 114.8%)

【指標】 積極的な情報の収集及び活用 目標値：1回以上 実績値：1回 (達成度 100.0%)

○中小企業事業主団体や有識者等より、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取し、また、加入事業主に対しては、「退職金制度等の実態に関する調査」を行い「中退共制度のメリット・デメリット」などに関する意見・要望を把握し、事業推進活動や中退共制度改善のための参考とした。

Ⅲ その他考慮すべき要素

(1) 資産の運用

○令和元年度は、**新型コロナウイルスの世界的な感染拡大**を契機とした金融市況の大幅な変動等を背景に、**委託運用部分の利回りはマイナスとなった。**

(2) 確実な退職金の支給に向けた取組

○請求手続要請時に実施しているアンケート結果をみると、**通算期間延長の影響が大きいことや、退職金等の金額の低い層での手続き負担**が未請求の主因となっていることが窺われる。

評価項目No.1-2

退職金共済事業(建設業退職金共済事業)

自己評価 B

I 中期目標の内容

○建設業退職金共済(以下「建退共」という。)事業に係る業務に関し、加入者の視点に立ち、安定的な退職金共済制度を確立させることで、従業員の福祉の増進及び建設業を営む中小企業の振興を図ることが必要であることから、以下の取組を着実に実施するとともに、必要に応じて見直しを行うこと。

(1) 資産の運用 【重要度 高】

【重要度 高】である理由：共済契約者から納められた掛金を運用し、一定の利回りを付与した上で被共済者に退職金を支払うことが退職金共済制度の根幹であるため。

- 退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、累積剰余金の水準を勘案の上、中期的に建退共事業の運営に必要な利回りを最低限のリスクで確保すること。
 - ・委託運用部分について、毎年度、複合ベンチマーク収益率(複合市場平均収益率)を確保すること。

(2) 確実な退職金の支給に向けた取組 【難易度 高】

【難易度 高】である理由：建設業の期間労働者は、工事現場を転々とする場合が多く、雇用の流動性が高いこと、重層下請構造により雇用関係が複雑であることから建設事業者による雇用管理の取組が容易でなく、労働者の住所及び勤務先を把握し続けることが難しいため。

- 過去3年間手帳更新がない被共済者及び高齢の被共済者に対する現況調査により、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止すること。
 - ・長期未更新者のうち住所が把握できた全ての者に対し、未更新期間が3年経過時点及びその後一定の期間経過時点に、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。
 - ・中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を、前中期目標期間の終了時の数から減少させること。
- 過去2年間手帳の更新をしていない共済契約者への共済証紙の適正な貼付のための取組を促進すること。
 - ・毎年度1回以上、共済契約者に対して、共済証紙の適正な貼付に関する周知を行うこと。

(3) 加入促進対策の効果的実施

- 加入勧奨対象を的確に把握した上で、効率的かつ効果的な加入促進対策を講ずること。
 - ・中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を54万5,000人以上とすること。

(4) サービスの向上

- 加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図るため、必要に応じて見直しを行うこと。
 - ・退職金請求について、受付日から22業務日以内に、退職金を全数支給すること。
- ホームページの充実やニーズに即した相談業務、情報提供を行うこと等により、相談業務及び情報提供の質の向上を図ること。
 - ・ホームページの建退共制度の情報に関するアクセス件数を、毎年度66万件以上とすること。
 - ・毎年度1回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施すること。

II 目標と実績との比較

(1) 資産の運用 【重要度 高】

【指標】 委託運用部分について、毎年度、複合ベンチマーク収益率（複合市場平均収益率）を確保すること。

○委託運用部分について、給付経理、特別給付経理ともに複合ベンチマーク収益率を下回ったものの、**概ね複合ベンチマーク並みの水準となり、引き続き中期的に建退共事業の運営に必要な利回りを最低限のリスクで確保している。**

本指標を含む運用状況については**定期的（四半期ごと）に資産運用委員会に報告し、適切との評価を得た。**

【原因】

複合ベンチマークの超過収益率がマイナスとなったが、新型コロナウイルス感染拡大を契機とした金融市場の混乱によるものであり、資産配分効果及び個別資産効果において外国株式が大きく影響を受けたことによるもの。

【対策】

○こうした状況を踏まえ、令和2年度以降、運用受託機関の見直しについても検討を予定している。

○3月に加え、4月及び5月にも「資産運用委員会」を臨時に開催するなどして、対策を検討したが、資産運用委員からは金融ショックの時は流動性の確保、倒産リスクの回避は重要であるが、相場はオーソドックスでない状況が起こりえるので、短期的な動向で右往左往すべきではない、との助言を得ている。

ちなみに4月以降給付経理、特別給付経理ともに改善に向かい、5月は給付経理0.05%、特別給付経理は0.30%とプラスになっている。

○基本ポートフォリオの妥当性を不断に点検しつつ、運用受託機関については、リスク分散の有効性を保つため、運用戦略・スタイルの一貫性やリスク管理の妥当性等の観点からパフォーマンスを評価し、必要な対応を求める。

(図表4) ※運用実績の外的要因については、P9 Ⅲ(1)に記載のとおり。

令和元年度通期	給付経理			特別給付経理		
	時間加重収益率	ベンチマーク収益率	超過収益率	時間加重収益率	ベンチマーク収益率	超過収益率
国内債券	0.00%	△ 0.18%	0.18%	0.03%	△ 0.18%	0.21%
国内株式	△ 9.27%	△ 9.50%	0.24%	△ 9.85%	△ 9.50%	△ 0.35%
外国債券	4.66%	4.37%	0.29%	4.74%	4.37%	0.37%
外国株式	△ 12.68%	△ 12.42%	△ 0.26%	△ 15.83%	△ 12.42%	△ 3.41%
合計	△ 2.16%	△ 2.10%	△ 0.06%	△ 1.74%	△ 1.72%	△ 0.02%

(参考 過去5年間の実績に対する評価)

超過収益率	給付経理					特別給付経理				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
<評価>※										
国内債券	0.59%	0.16%	0.24%	0.15%	0.18%	0.26%	0.18%	0.37%	0.33%	0.21%
国内株式	0.85%	0.75%	2.05%	△1.80%	0.24%	4.22%	△2.10%	11.13%	△7.81%	△0.35%
外国債券	0.16%	△0.23%	0.53%	0.26%	0.29%	0.02%	△0.43%	△0.19%	0.02%	0.37%
外国株式	0.14%	0.95%	0.40%	△0.56%	△0.26%	△2.66%	0.57%	2.56%	△0.54%	△3.41%
合計	0.28%	0.12%	0.63%	△0.50%	△0.06%	0.49%	△0.24%	1.78%	△0.97%	△0.02%

※平成28年度から新評価基準

(2) 確実な退職金の支給に向けた取組 **【難易度 高】**

【指標】 長期未更新者数の縮減のための取組

○長期未更新者調査及び調査後2年経過した者に対するフォローアップ調査に加え、長期未更新者で住所把握している者のうち75歳に達した者に対し退職金請求勧奨を行った(215件)。また、掛金納付月数24月以上で70歳と74歳及び80歳以上の者に対し、掛金納付状況等の通知を行った(8,457人)。

さらに新聞・テレビ等を活用した長期未更新者に対する広報を実施するとともに、専用のフリーダイヤルを設置し、本人からの連絡を促し、請求勧奨を行った(問合せ:2,311件 退職金請求受付件数:150件 うち長期未更新者:64件)。

【指標】 共済証紙の適正な貼付に向けた取組 目標値: 1回以上 実績値: 1回 (達成度 100.0%)

○2年間手帳更新の手続きをしていない共済契約者に対して、共済手帳の更新など、適切な措置をとるよう要請するとともに、適正な貼付が行われていない契約者に対しては解除手続を行った。

また、専門誌、広報誌等を通じて、共済契約者に対して、共済証紙の適正な貼付に関する周知を行った。

併せて、加入履行証明書発行の際の共済手帳及び共済証紙の受払簿を厳格に審査すること等を通じ、就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付をするよう共済契約者に対して周知を徹底した。

(3) 加入促進対策の効果的実施

【指標】 加入目標達成度 目標値: 110,000人 実績値: 113,293人 (達成度 103.0%)

○効率的かつ効果的な加入促進対策を講じるため、関係官公庁及び関係事業主団体への広報資料備付依頼・広報誌への記事掲載依頼による周知広報活動、企業訪問や各種会議・研修会における加入勧奨、経営事項審査データを活用した未加入事業所に対するダイレクトメールによる加入勧奨を実施した。併せて、新たな外国人在留資格の導入に合わせ、外国人労働者向けパンフレット(英語、中国語、フィリピン語、ベトナム語)を作成し、加入促進対策を図った。

(4) サービスの向上

【指標】 22業務日以内の退職金支給 目標値: 100% 実績値: 100% (達成度 100.0%)

【指標】 H P アクセス件数 目標値: 660,000件 実績値: 746,189件 (達成度 113.1%)

【指標】 積極的な情報の収集及び活用 目標値: 1回以上 実績値: 1回 (達成度 100.0%)

○運営委員会・評議員会や参与会等の場を活用し、電子申請方式の導入に係る進捗状況や、財政状況、建退共資産の運用状況等について情報提供するとともに、関係業界団体から意見・要望等を聴取し、今後の財政検証や電子申請方式の方針に反映させた。

・運営委員会・評議員会 (6/18) (7/31 持ち回り開催) (3/30 持ち回り開催)

・中特合同参与会 (11/11)

III その他考慮すべき要素

(1) 資産の運用

○令和元年度は、**新型コロナウイルスの世界的な感染拡大**を契機とした金融市況の大幅な変動等を背景に、**委託運用部分の利回りはマイナスとなった。**

評価項目No.1-3

退職金共済事業(清酒製造業退職金共済事業)

自己評価 B

I 中期目標の内容

- 清酒製造業退職金共済(以下「清退共」という。)事業に係る業務に関し、加入者の視点に立ち、安定的な退職金共済制度を確立させることで、従業員の福祉の増進及び清酒製造業界を営む中小企業の振興を図ることが必要であることから、以下の取組を着実に実施するとともに、必要に応じた見直しを行うこと。

(1) 資産の運用 【重要度 高】

【重要度 高】である理由：共済契約者から納められた掛金を運用し、一定の利回りを付与した上で被共済者に退職金を支払うことが退職金共済制度の根幹であるため。

- 退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、累積剰余金の水準を勘案の上、中期的に清退共事業の運営に必要な利回りを最低限のリスクで確保すること。
 - ・委託運用部分について、毎年度、複合ベンチマーク収益率(複合市場平均収益率)を確保すること。

(2) 確実な退職金の支給に向けた取組

- 長期末更新者数の縮減の観点から、現況調査により、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止すること。
 - ・長期末更新者のうち住所が把握できた全ての者に対し、未更新期間が3年経過時点及びその後一定の期間経過時点に、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。
- 平成30年度に実施した現況不明者への追跡調査の結果を踏まえ、長期末更新者数縮減のための取組を行う。
 - ・中期目標期間の最終年度までに、長期末更新者数を、前中期目標期間の終了時の数から減少させること。

(3) 加入促進対策の効果的実施

- 加入勧奨対象を的確に把握した上で、効率的かつ効果的な加入促進対策を講ずること。
 - ・中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を600人以上とすること。

(4) サービスの向上

- 加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図るため、必要に応じて見直しを行うこと。
 - ・退職金請求について、受付日から22業務日以内に、退職金を全数支給すること。
- ホームページの充実やニーズに即した相談業務、情報提供を行うこと等により、相談業務及び情報提供の質の向上を図ること。
 - ・ホームページの清退共制度の情報に関するアクセス件数を、毎年度1万6,000件以上とすること。
 - ・毎年度1回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施すること。

II 目標と実績との比較

(1) 資産の運用 【重要度 高】

【指標】 委託運用部分について、毎年度、複合ベンチマーク収益率（複合市場平均収益率）を確保すること。

- 委託運用部分について、複合ベンチマーク収益率を上回り、**引き続き中期的に清退共事業の運営に必要な利回りを最低限のリスクで確保している。**

本指標を含む運用状況については**定期的（四半期ごと）に「資産運用委員会」に報告し、適切との評価を得た。**

- 基本ポートフォリオの検証を行い、リスク対比で十分な金額の剰余金を有しているが、運用規模が小さいため運用効率やリスク分散に限界があるため、令和2年度から中退共事業との合同運用開始に伴い、基本ポートフォリオの見直しを行った。

(図表5)

令和元年度 通期	時間加重 収益率	ベンチマーク 収益率	超過収益率
国内債券	△ 0.08%	△ 0.18%	0.10%
国内株式	△ 7.78%	△ 9.50%	1.72%
合計	△ 2.80%	△ 3.63%	0.82%

※運用実績の外的要因については、P12 Ⅲ（1）に記載のとおり。

(参考 過去5年間の実績に対する評価)

超過収益率	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
<評価>※					
国内債券	0.45%	0.12%	0.13%	0.06%	0.10%
国内株式	2.57%	0.92%	4.30%	△5.70%	1.72%
合計	0.78%	0.57%	2.61%	△2.60%	0.82%

※平成28年度から新評価基準

(2) 確実な退職金の支給に向けた取組

【指標】 長期未更新者に対する諸手続要請の実施状況

- 未更新期間が3年経過時点で行う現況調査において住所が判明した者、及び調査から2年を経過した後においても、退職金請求等の手続を取っていない長期未更新者に対して、退職金請求等の手続を取るよう要請した（26件）。
- 平成30年度に実施した現況不明者への追跡調査の結果、住所が把握できた被共済者に対して退職金請求等の手続を取るよう要請した（3件）。

(3) 加入促進対策の効果的実施

【指標】 加入目標達成度 目標値： 120人 実績値： 117人 (達成度 97.5%)

[原因と今後の対策]

- ①清酒製造事業者1,977所（H30'国税庁統計年報・酒類等免許場数のうち清酒・単式蒸留焼酎・みりんの事業者数）のうち1,859所（H30'末）がすでに清退共制度に加入しているところである。H31.1月～R1.12月の制度対象となる新規製造免許取得者は、0所（新規で単式蒸留焼酎免許を2所取得しているが、既に清酒免許を取得しており制度に加入済）という状況の中で、令和元年度は未加入事業者117所に対し加入勧奨を実施したところであるが、今後も引き続き未加入事業者に対し加入勧奨を継続して実施。
- ②前述の通り、新規で清酒酒造免許を取得する事業者数も少ないため、すでに制度に加入している全事業者1,849所（休造除く）に対し、対象となる期間雇用者を新たに雇い入れた場合は、必ず加入手続を行うよう文書等により要請したところであるが、今後も引き続き加入勧奨を継続して実施。

(4) サービスの向上

【指標】 22業務日以内の退職金支給 目標値： 100% 実績値： 100% (達成度 100.0%)

【指標】 HPアクセス件数 目標値： 16,000件 実績値： 333,987件 (達成度 2,087.4%)

※実績値の外的要因については、P12 Ⅲ (2) に記載のとおり。

【指標】 積極的な情報の収集及び活用 目標値： 1回以上 実績値： 1回 (達成度 100.0%)

○運営委員会・評議員会や参与会、ホームページ等で各種統計等の情報を提供したが、サービスの向上に関する意見・要望は出されなかった。引き続き、関係者からの意見・要望等を踏まえサービスの向上に努めることとする。

- ・「運営委員会・評議員会」 (6月 持ち回り開催、12/20、3月 持ち回り開催)
- ・「中特合同参与会」 (11/11)

Ⅲ その他考慮すべき要素

(1) 資産の運用

○令和元年度は、**新型コロナウイルスの世界的な感染拡大**を契機とした金融市況の大幅な変動等を背景に、**委託運用部分の利回りはマイナスとなった。**

(2) サービスの向上

○HPアクセス件数の目標値と実績値の乖離については、情報セキュリティ通信監視サービスによって、外部から事業本部のHPに対し頻繁に稼働状況の監視をしていることが要因である。

なお、情報セキュリティ通信監視サービスの監視頻度は、数分毎に複数の非固定的IPアドレスによって実施されていることから、正確なHPアクセス件数の把握は困難である。

評価項目No.1-4

退職金共済事業(林業退職金共済事業)

自己評価 B

I 中期目標の内容

○林業退職金共済(以下、「林退共」という。)事業に係る業務に関し、加入者の視点に立ち、安定的な退職金共済制度を確立させることで、従業員の福祉の増進及び林業を営む中小企業業界の振興を図ることが必要であることから、以下の取組を着実に実施するとともに、必要に応じた見直しを行うこと。

(1) 資産の運用 【重要度 高】 【難易度 高】

【重要度 高】である理由：共済契約者から納められた掛金を運用し、一定の利回りを付与した上で被共済者に退職金を支払うことが退職金共済制度の根幹であるため。

【難易度 高】である理由：累積欠損金解消計画の見直しについて、資産運用面の検討のみならず、加入者確保対策の強化等関係機関との連携による取組も含め慎重な調整を要するものであるため。

○退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、中期的に林退共事業の運営に必要な利回りを最低限のリスクで確保すること。

・委託運用部分について、毎年度、各資産のベンチマーク収益率(市場平均収益率)を確保すること。

○今後行われる予定の財政検証までの間は、上記によらず、被共済者の実態調査を行い、資産運用における中退共事業との合同運用部分の割合を退職金支給に必要な流動性を確保した上でどの程度まで高くできるかについて、2018(平成30)年度末までに検討し、必要に応じて見直しを行うこと。

・見直し後の解消計画に基づき、年度ごとに定める解消すべき累積欠損金を解消させること。(財政検証の翌年度以降)

(2) 確実な退職金の支給に向けた取組

○長期未更新者数の縮減の観点から、現況調査により、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止すること。

・長期未更新者のうち住所が把握できた全ての者に対し、未更新期間が3年経過時点及びその後一定の期間経過時点に、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。

・中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を、前中期目標期間の終了時の数から減少させること。

(3) 加入促進対策の効果的実施

○加入勧奨対象を的確に把握した上で、関係事業主団体との連携強化により、効率的かつ効果的な加入促進対策を講ずること。

・中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を9,500人以上とすること。

(4) サービスの向上

○加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図るため、必要に応じて見直しを行うこと。

・退職金請求について、受付日から22業務日以内に、退職金を全数支給すること。

○ホームページの充実やニーズに即した相談業務、情報提供を行うこと等により、相談業務及び情報提供の質の向上を図ること。

・ホームページの林退共制度の情報に関するアクセス件数を、毎年度3万2,000件以上とすること。

・毎年度1回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討・実施すること。

II 目標と実績との比較

(1) 資産の運用 【重要度 高】

【指標】 委託運用部分について、毎年度、各資産のベンチマーク収益率（市場平均収益率）を確保すること。

- 委託運用部分について、各資産の収益率は、何れも概ねベンチマーク並みの水準（図表6）となり、引き続き中期的に林退共事業の運営に必要な利回りを最低限のリスクで確保している。本指標を含む運用状況については定期的（四半期ごと）に資産運用委員会に報告し、適切との評価を得た。

[原因]

2資産で超過収益率がマイナスとなったが、新型コロナウイルス感染拡大を契機とした金融市場の混乱により、3月に大きくマイナスとなったもの。

国内株式については、日銀によるETF大量購入等が、割安・割高銘柄の見定めを収益源とする運用機関の戦略に逆風となった。

外国債券については、FRB等の無制限の量的緩和による予想外の金利低下等の為、金利予想を収益源とする運用機関のパフォーマンスが悪化したもの。

[対策]

- 3月に加え、4月及び5月にも「資産運用委員会」を臨時に開催するなどして、対策を検討したが、資産運用委員からは金融ショックの時は流動性の確保、倒産リスクの回避は重要であるが、相場はオーソドックスでない状況が起こりえるので、短期的な動向で右往左往すべきではない、との助言を得ている。

ちなみに4月以降、国内株式、外国債券とも大幅に改善、5月末にはいずれもプラスとなり（各0.67%、0.31%）、全体でもプラスに転換（0.31%）している。

- 中退法の改正により資産運用委員会（平成27年10月）が設置されて以来、4年半に及び中期的な視点から改革に取り組み、元年度はその最後の仕上げとして、運用受託機関の見直し（二次面接：50社100時間）を行い、それに伴い、運用受託機関の評価基準の見直しも行った。新基準では、スタイル分散などリスク管理を効果的に実施するため、評価手法の充実を図り、運用実績（超過収益率）についても、中長期的に評価することとしている。この新基準に合わせて資産運用の「基本方針」の改定も行い（令和2年度第1回資産運用委員会）、第4期中期計画の最大の目標である、中期的に林退共事業の運営に必要な利回りを最低限のリスクで確保に努めている。

(図表6)

令和元年度 通期	時間加重 収益率	ベンチマーク 収益率	超過収益率	2月時点
国内債券	△0.06%	△0.18%	0.12%	0.25%
国内株式	△9.79%	△9.50%	△0.29%	0.65%
外国債券	6.49%	7.46%	△0.97%	△0.46%
外国株式	△11.64%	△12.42%	0.78%	0.38%

※運用実績の外的要因については、P16 Ⅲ（1）に記載のとおり。

(参考 過去5年間の実績に対する評価)

超過収益率	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
<評価>					
国内債券	0.56%	0.11%	0.15%	0.08%	0.12%
国内株式	4.12%	0.80%	0.51%	△0.43%	△0.29%
外国債券	△0.19%	2.26%	△0.15%	△0.17%	△0.97%
外国株式		△0.41%	3.45%	△0.13%	0.78%
合計	0.78%	0.62%	0.39%	△0.08%	△0.16%

※平成28年度から新評価基準

平成28年度から中退共との合同運用を実施している。

合計は各資産の基本ポートフォリオに定める資産配分で加重した個別資産効果の合計値である。

【指標】 資産運用における中退共事業との合同運用割合の検討

- 平成30年度に行った、資産運用における中退共事業との合同運用部分の割合に関する検討結果に基づき、資産運用委員会や運営委員会に諮った上で、令和2年度より約1億円増額することとした。

(2) 確実な退職金の支給に向けた取組

【指標】 長期未更新者に対する諸手続要請の実施状況

- 未更新期間が3年経過時点で行う現況調査において住所が判明した者、及び調査から2年を経過した後においても、退職金請求等の手続を取っていない長期未更新者に対して、退職金請求等の手続を取るよう要請した（191件）。

(3) 加入促進対策の効果的実施

【指標】 加入目標達成度 目標値：1,900人 実績値：1,548人 (達成度 81.5%)

※実績値の外的要因及び対策案については、P17 Ⅲ(2)に記載のとおり。

- 官公庁及び事業主団体等に対して、加入促進強化月間を中心に広報資料の窓口備え付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼した。
- 未加入事業主に対して加入勧奨を行う他、既加入事業主に対しては、対象となる期間雇用者を新たに雇い入れた場合は、必ず加入手続を行うよう文書等により要請した。
 - ・関係事業主団体及び共済契約者に対し文書による周知（9/24 3,245件）
 - ・国有林野事業受託事業体で既加入事業主及び未加入事業主に対する加入勧奨（未加入事業所 36所）
 - ・林野庁に対し国有林野事業受託事業体のうち未加入事業所名簿を提供し、加入指導を要請（9/2）
- 官公庁及び事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行った。
 - ・ブロック林材業安全管理推進会議への出席及び制度説明（7/29東海・北陸、9/6関東・甲信越、10/7北海道・近畿、10/13中国・四国、11/26東北）
 - ・全国林材業労働災害防止大会でのあらまし配布
 - ・林業労働災害撲滅キャンペーンでのあらまし配布

- ・雇用管理セミナーでのあらかし配布（長野県他2件）
- 「緑の雇用」事業の実施に当たり、林退共制度等への加入について事業主に指導するよう関係機関に要請を行った。
- ・全国森林組合連合会が開催する「緑の雇用」事業全国担当者会議（4/22）および「林業就業支援事業研修会」（4/19）において加入勧奨要請
- 10月を加入促進強化月間とし、全国的な周知広報活動等を集中的に展開した。
 - ・関係団体等に対する広報記事掲載依頼 322所
 - ・NHKへの広報記事掲載依頼 54所
- 中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者からの機構の業務運営に対する意見・要望等も踏まえ、令和元年度より、「意欲と能力のある林業経営者」として公表されている林業経営者に対して加入勧奨を実施するとともに、「林業労働災害撲滅キャンペーン」の場を活用して制度の周知と加入勧奨を要請した。
- 関係業界団体等で構成する「林業退職金共済事業の安定的運営に向けた検討委員会」（事務局は機構）においては、加入促進に向けた対策として、「制度を安定的に運営していくためには、新規加入者数が退職者数を上回るよう、林業関係者が一致協力して加入促進に努めるべきである。」との合意がなされている。

（４）サービスの向上

【指標】 22業務日以内の退職金支給 目標値： 100% 実績値： 100% **（達成度 100.0%）**

【指標】 HPアクセス件数 目標値： 32,000件 実績値： 355,342件 **（達成度 1,110.4%）**

※実績値の外的要因については、P17（3）に記載のとおり。

【指標】 積極的な情報の収集及び活用 目標値： 1回以上 実績値： 1回 **（達成度 100.0%）**

- 運営委員会や参与会、ホームページ等で各種統計等の情報を提供したが、サービスの向上に関する意見・要望は出されなかった。引き続き、関係者からの意見・要望等を踏まえサービスの向上に努めることとする。
 - ・「運営委員会」（6/24）、3月 持ち回り開催）
 - ・「中特合同参与会」（11/11）

Ⅲ その他考慮すべき要素

（１）資産の運用

- 令和元年度は、**新型コロナウイルスの世界的な感染拡大**を契機とした金融市況の大幅な変動等を背景に、**委託運用部分の利回りはマイナスとなった。**

(2) 加入促進対策の効果的实施

[原因と今後の対策]

林業従事者数は、平成2年度に10.0万人であったが、平成27年度には4.5万人に減少（国勢調査）している。また、新規就業者数は約3千人（林野庁業務資料H25'～29'平均）となっている。

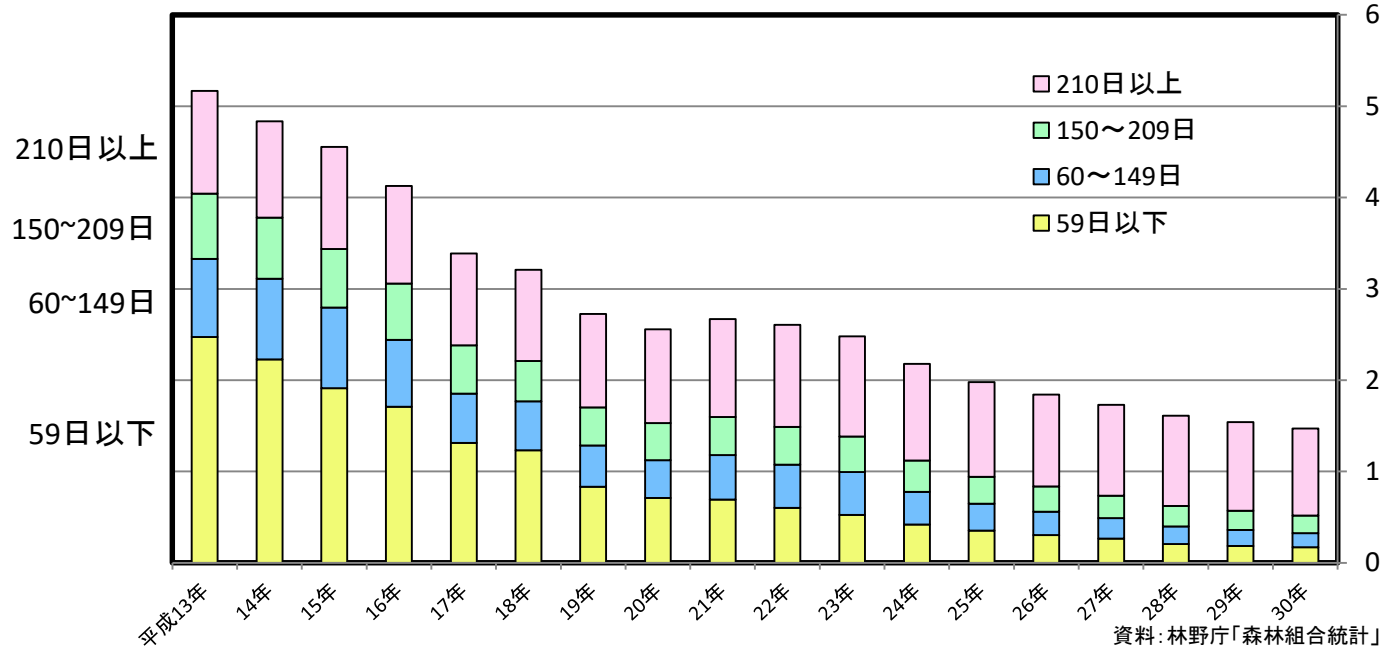
制度への加入目標値を1,900人としているが、実績値が1,548人となった原因は、林業従事者数が減少している中で、さらに、林退共が対象としている期間労働者（年間就業日数の少ない労働者）の割合の減少も続いていること（図表7）が原因と考えられる。

こうした厳しい状況にあるが、令和元年度は関係省庁や事業主団体に更なる協力を求め、新たに林業労働災害撲滅キャンペーンの場を活用して制度の周知と加入勧奨を要請した。

今後も引き続き、関係事業主団体等に対して制度の活用を強く依頼するとともに、既加入・未加入事業者等に加入勧奨等を実施する。また、「森林経営管理法」に基づき、地方自治体より「意欲と能力のある林業経営者」の公募が行われており（平成30年度開始）、公表されている林業経営者に対して強く加入勧奨を実施することとする。

(図表7) 森林組合の雇用労働者の平均年間就業日数別労働者数

(万人)



(3) サービスの向上

- HPアクセス件数の増加については、情報セキュリティ通信監視サービスによって、外部から事業本部のホームページに対し頻繁に稼働状況の監視をしている影響が大きいためと考えられる。なお、情報セキュリティ通信監視サービスの監視頻度は、数分毎に複数の非固定的IPアドレスによって実施されていることから、正確なHPアクセス件数の把握は困難である。

評価項目No.1-5 財産形成促進事業

自己評価 **B**

I 中期目標の内容

1 融資業務の着実な実施

○融資業務の運営に当たっては、勤労者の生活の安定に資するため、適正な貸付金利の設定となるよう、融資資金の調達及び貸付方法について検証し、必要に応じ、厚生労働省の支援を得ながら金融機関との調整を実施すること。また、職員研修を実施すること等により審査業務の迅速化に向けた取組を継続して行うこと。

・貸付決定までの審査期間について、財形持家融資取扱金融機関において借入申込書を受理した日から平均5業務日以下とすること。

2 利用促進対策の効果的实施

(1) 特別な支援を必要とする者への対応等

- ・財形持家融資等に関する相談受付件数を、毎年度700件以上とすること。
- ・中期目標期間中の財形持家融資の新規借入申込件数を、合計2,080件以上とすること。

(2) 情報提供の質の向上

- ・ホームページの財形持家融資制度の情報に関するアクセス件数を、毎年度31万件以上とすること。
- ・ホームページ及びパンフレット等の閲覧者の満足度（わかりやすい等の割合）を、毎年度80%以上とすること。

3 財務運営

○自立的な財政規律の下、安定的かつ効率的な財政運営を実施すること。

II 目標と実績との比較

1 融資業務の着実な実施

【指標】 平均貸付決定日数 目標値：平均5業務日以下 実績値：平均4.02業務日 (達成度 100.0%)

2 利用促進対策の効果的实施

(1) 特別な支援を必要とする者への対応等

【指標】 相談件数 目標値：700件以上 実績値：728件 (達成度 104.0%)

【指標】 新規借入申込件数 目標値：454件以上 実績値：873件 (達成度 192.3%)

(2) 情報提供の質の向上

【指標】 HPアクセス件数	目標値： 310,000件	実績値： 678,628件	(達成度 218.9%)
HP閲覧者等満足度	目標値： 80%	実績値： 81.9%	(達成度 102.4%)

3 財務運営

中小企業勤労者貸付金利引下げ特例措置及び子育て勤労者支援貸付金利引下げ特例措置については、政策的意義及び利用率の向上を踏まえ継続実施したが、その際には、当該措置が財政状況に与える影響を検証のうえ、財務の健全性に問題が生じないことを確認した。効率的財務運営の観点からは、余裕資金の運用について、可能な限り短期でも運用機会を活用するように努めた。

III その他考慮すべき要素

(1) 情報提供の質の向上

○HPアクセス件数の目標値と実績値の乖離については、情報セキュリティ通信監視サービスによって、外部から事業本部のHPに対し頻繁に稼働状況の監視をしていることが要因である。

なお、情報セキュリティ通信監視サービスの監視頻度は、数分毎に複数の非固定的IPアドレスによって実施されていることから、正確なHPアクセス件数の把握は困難である。

評価項目No.1-6
雇用促進融資事業

自己評価 **B**

I 中期目標の内容

- 雇用促進融資業務については、債権管理を適切に行い、リスク管理債権（貸倒懸念債権及び破産更生債権等）の処理を進めるとともに、財政投融資の償還期限が2019（平成31）年度末であることを踏まえ、期限までに着実な償還を行うこと。

II 目標と実績との比較

- 雇用促進融資業務については、金融機関や弁護士等専門家の意見を適宜聴取するとともに、債権管理業務の委託先である金融機関に対する業務指導を継続的に実施しながら、法令にのっとり債権管理を適切に行い、リスク管理債権（貸倒懸念債権及び破産更生債権等）の処理を進めるとともに、財政投融資からの借入金残高のうち、250,000千円（2019（令和元）年度償還計画額）を着実に償還した。

III その他考慮すべき要素

なし

評価項目No.2-1

業務運営の効率化に関する事項

自己評価 **B**

I 中期目標の内容

1 効率的かつ効果的な業務実施体制の確立等

○機構の業務運営については、法人の長を中心に、業務の効率的・効果的实施等の観点から見直しを検討し、実施すること。また、機構の事務については、外部委託を拡大する等により、事務処理の効率化及び経費の縮減を図ること。

2 業務運営の効率化に伴う経費削減

○中期目標期間の最終年度までに、システム関連経費並びに公租公課等の所要計上を必要とする経費を除き、一般管理費は、2017（平成29）年度予算額に比べて15%以上、業務経費は、2017（平成29）年度予算額に比べて5%以上の削減を行うこと。

3 給与水準の適正化

○給与水準については、適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表すること。

4 業務の電子化に関する取組

○中退共事業における中退共電算システムについて、プログラミング言語を刷新し、制度改正等に迅速かつ柔軟に対応するためのシステムの再構築を行うこと。

建退共制度における掛金納付方法について、事務の煩雑さの軽減等を図るため電子申請方式の実証実験を実施し、導入の可否を検討すること。

・中退共事業における中退共電算システムについて、2018（平成30）年度末までに現行システムの調査・分析を行い、2020（令和2）年度末までに新システムの要件定義・再構築手法等を決定し、2021（令和3）年度からシステム再構築を開始すること。

・建退共制度における掛金納付方法に係る電子申請方式の導入について、システムの安全かつ確実な稼働と情報セキュリティの確保を最優先とするとともに、2020（令和2）年度末までに電子申請方式を導入すること。

5 契約の適正化の推進

○契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施することとし、契約の適正化を推進すること。

II 目標と実績との比較

1 効率的かつ効果的な業務実施体制の確立等

- 職員等の出退勤管理を令和2年度から電子化、システム化するに当たっての準備を行った。
- 中退共事業においては、廃止特退共移換事業所の特例掛金月額経過措置期間満了に係るプログラム開発及び事務処理マニュアルを構築し、経過措置期間満了の共済契約者へ掛金月額変更後の共済手帳を発送し通知を行った。
- 建退共事業においては、共済証紙現物交付に係る様式を新たに策定し、ホームページ掲載のダウンロード様式の見直しを行うとともに、外国人労働者に向けて、「退職金請求手続きのご案内」について英語版の作成を行い、加入者等が行う手続きの合理化を図った。また、相談対応マニュアルの見直し・刷新を行うとともに、元号改定に伴う事務処理の手引きの改訂・記載内容等の見直しを行い、事務処理の改善を図った。
- 旅費支給業務について規程等を見直し、旅費マニュアルを改訂することによって、関与人員を縮減するなどの業務改善を行った。これにより、当該業務に要する時間短縮となり、情報セキュリティ関係業務や委員会関係業務等の他作業に専念することができた。
- 調達等合理化検討チームにより、安易な随意契約で経費が増大しないように審議した（40件）。

2 業務運営の効率化に伴う経費削減

【指標】 一般管理費（削減率）	中期期間目標値： 15%以上
【指標】 業務経費（削減率）	中期期間目標値： 5%以上

【参考】

一般管理費：平成29年度予算額（215,782千円）	
令和元年度実績額（135,102千円）	〔削減率37.4%〕
業務経費：平成29年度予算額（4,363,378千円）	
令和元年度実績額（3,726,486千円）	〔削減率14.6%〕

3 給与水準の適正化

- 総人件費については、超過勤務管理の徹底等を行いつつ、政府の取組を踏まえて適切に対応した。
- 諸手当については、国に準拠して支給しており、機構独自の手当等は設けておらず、支給水準も国を超えるものは存在しない。
東京都特別区に勤務する職員に支給する特別都市手当（国家公務員の地域手当に相当）については、国家公務員よりも低い水準に留めている。
- 機構の令和元年度における給与水準について、以下のとおり検証した。
 - ・年齢のみで比較した対国家公務員指数は113.5となっているが、当機構の勤務地域は東京都特別区であり、勤務地に応じて支給される手当（特別都市手当）の額が国家公務員に支給される手当（地域手当）の額の平均よりも高くなっていることによるものである。なお、勤務地域を考慮した地域勘案指数では、100.7、地域・学歴勘案では100.4となっており、国家公務員とほぼ均衡している。（令和2年6月末に機構ホームページにおいて公表。）

4 業務の電子化に関する取組

【指標】 中退共電算システム再構築に係る進捗状況

○2019（令和元）年5月にシステム再構築の基本方針を基本構想書としてまとめた。2019（令和元）年11月より現行システムドキュメント整備を開始し、2020（令和2）年3月に、第一段階となる業務要件定義工程で必要となる書類の整備を終了した。なお、同ドキュメント整備作業は、開発工程の要件確認が始まる2021（令和3）年10月までに全てを終了する予定。

【指標】 建退共制度における掛金納付方法に係る電子申請方式の導入の可否に係る進捗状況

○建退共制度における掛金納付方式に係る事務の煩雑さの軽減等を図ることを目的として、電子申請方式が導入されることとなったことを踏まえ、安全かつ確実な稼動と情報セキュリティの確保に万全を期すために、システムのセキュリティ要件の明確化、情報系システムと業務系システムとの物理的分離等を図り、要件定義書、調達仕様書等必要な資料を作成し、システム構築に着手した。併せて、同方式の詳細について、関係官公庁及び関係事業主団体等と協議しつつ、検討を行った。また、同方式の導入について、パンフレットを作成し、共済契約者に対して周知した。

5 契約の適正化の推進

- 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構の「調達等合理化計画」（6/27HP公表）に基づき取組を着実に実施した。特に、システム改修等の調達については、安易に随意契約とせず、透明性を確保するよう努め、契約監視委員会等を通じて、契約の適正な実施について点検を受けた。また競争性のない随意契約に係る契約情報をHPに公表した。
- 契約については、原則として一般競争入札によるものとし、企画競争や公募を行う場合には、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施した。
- 令和元年度における一者応札の件数を前中期目標期間における一者応札の平均件数より増加させないよう、公告期間の延長及び十分な履行期間の確保及び競争参加資格等に過度の制限を設けないよう要件を点検するなど努めた。
 - ・第3期中期目標期間における一者応札の平均件数 36件
 - ・平成31年4月～令和2年3月における一者応札の件数 22件
- 業務監査、会計検査による監査・検査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けた。

Ⅲ その他考慮すべき要素

なし

評価項目No.3-1

財務内容の改善に関する事項

自己評価 **B**

I 中期目標の内容

第3 財務内容の改善に関する事項

- 今後行われる予定の財政検証に基づき累積欠損金の処理等で定めた事項（評価項目No.1-4 I（1））に基づき、着実な累積欠損金の解消を図ること。また、業務運営の効率化に関する事項で定めた事項（評価項目No.2-1）を考慮した中期計画の予算を作成し、当該予算の適切な管理を通じた運営を行う。

II 目標と実績との比較

- 令和元年度中に財政検証のとりまとめが行われなかったため、解消計画の見直しも行わなかった。令和元年度は、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大を契機とした金融市況の大幅な変動等を背景に、委託運用部分の利回りがマイナスとなったことにより累積欠損金が91百万円増加することとなったが、平成28年度より安全かつ効率的な運用を図るため委託運用の部分について一般中退との合同運用を行うこと等により累積欠損金の解消に努めてきた。
また、平成30年度に行った、資産運用における中退共事業との合同運用部分の割合に関する検討結果に基づき、資産運用委員会や運営委員会に諮った上で令和2年度より約1億円増額することとした。
- 中期目標・中期計画に定める経費節減目標を達成するため、平成29年度予算（今中期計画から削減対象外とした経費を除いた額）と比較して、一般管理費6%減及び業務経費2%減とした令和元年度予算を策定し当該予算の適切な管理を通じた運営を行った。

* 削減対象外経費（水道光熱費、事務室借料、システム関連経費、新規事業など）

III その他考慮すべき要素

なし

評価項目No.4-1

その他業務運営に関する重要事項

自己評価 **B**

I 中期目標の内容

1 内部統制の強化

- 「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知）に基づく業務方法書に定める規程を適時適切に見直し、各種会議及び研修等を通じて、役職員で認識を共有すること。
- 内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証を行い、当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行うこと。

2 情報セキュリティ対策の推進等

(1) 情報セキュリティ対策の推進

- サイバーセキュリティ基本法の改正及び政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、各種規程の整備、研修・教育等を行いつつ、インシデント発生時の迅速かつ適切な対応を確保するための組織体制及び手順の確立・浸透を図ること。また、システムの運用委託先において、機構のインシデント発生時等に同法等に基づき適切な対処がなされるよう、リスク管理体制の強化を図ること。
- 上記の対策の実施状況を毎年度把握し、P D C Aサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図ること。

(2) 災害時等における事業継続性の強化

- 災害やサイバー攻撃等によるシステムの機能停止やデータ破損等に備えて、データのバックアップ、体制整備及び対応マニュアルの整備など事業継続性を強化するための対策を講じること。

3 退職金共済事業と財産形成促進事業との連携

- 退職金共済事業と財産形成促進事業の利用促進対策を効率的かつ効果的に行うため、加入促進対策を相互活用すること。特に、機構の強みである中小企業との結びつきの強さを、中小企業の利用率が低下している財形持家融資制度の利用促進に活用すること。
 - ・中退共の未加入事業主に対する説明会等あらゆる機会をとらえて、毎年度15回以上、財形持家融資制度の利用促進を図ること。

4 資産運用における社会的に優良な企業への投資

- 各退職金共済事業の資産運用において、安全かつ効率的な運用を害しない範囲内で、社会的に優良な企業に投資を行うことで、労働環境の改善及び雇用の安定に寄与する仕組みについて、機構の特性を踏まえてどのように実施できるかを検討し、2018（平成30）年度末までに結果をとりまとめ、可能な場合は実施すること。

II 目標と実績との比較

1 内部統制の強化

(1) 資産運用委員会

○議を経た重要事項は次のとおりである。

・資産運用の基本方針の改正（運用受託機関評価方法の改正等）

― 運用受託機関見直しに関する議論を踏まえ、新基準では、スタイル分散などリスク管理を効果的に実施するため、評価手法の充実を図り、運用実績（超過収益率）についても、中長期的に評価

・「マネジャー・ストラクチャー見直しについて」の対外公表

― 資産運用委員会では、「選考基準や審議内容の詳細な開示について、他の公的機関や年金基金等と比べても評価できる内容」とされた。

・自家運用対象債券の拡大（地方債及び財投機関債の購入開始）

・清退共（給付経理）の委託運用部分について独自運用から中退共・林退共との合同運用へ移行

(2) 情報セキュリティ委員会

○C I O補佐官も出席のうえ、以下について審議を行った。

・W E B診断および自己点検の実施結果と内部監査（情報セキュリティ対策関係）に係る状況の報告及び今後の課題の審議

・今年度の実績報告と来年度の対策推進計画に係る審議

(3) 情報セキュリティ有識者委員会

○以下について審議を行い、有識者から助言をいただいた。

・令和元年度大型連休対応に関する報告

・端末等電子機器の台数整備

・サイバーセキュリティ協議会への参加

・システム業務に従事する職員の採用

・中退共電算システムの再構築

・建退共における掛金納付方法についての電子申請方式の導入

(4) システム化委員会

○前回（平成30年度）会議以後の追加案件について審議するとともに、今中期計画期間中のシステム計画について審議した。なお、委員会にはC I O補佐官が委員として加わり、専門的見地から助言を行った。

(5) リスク管理・コンプライアンス委員会

○リスク管理・コンプライアンス委員会を開催し、リスク項目、リスク度合い、対応等の検討を行い、リスクの鳥瞰図（リスク・マップ）を作成、更新し、リスクの現状と課題に関する認識の共有、課題間の優先順位付けを行った。

(6) モニタリング体制

○財務報告等の信頼性を確保するため、監事による監査、監査法人による平成30事業年度の期末監査を受け、問題・課題の指摘と、是正、改善に向けた提言を受けた。

○業務運営・推進会議を3回開催し、機構内各部署に係る平成30事業年度実績報告の審議を行うとともに、機構の「平成30事業年度業務実績等報告書（案）」の審議を行い、厚生労働大臣に「報告書」を提出した。また、令和元事業年度計画の進捗状況の審議を行った。

○内部監査計画書に基づき以下の内部監査を実施した。

・P C端末やU S B等の機器及び情報システム等の保有・管理状況に係る監査、外部委託によるペネトレーションテスト

・出張旅費の取扱いに係る監査

・保有特定個人情報等の取扱い及び情報システムの状況等に係る監査

・特退共支部の情報対策実施状況等に係る監査（建退共10支部、林退共1支部）

・勤労者財産形成業務等に係る監査

・前年度監査のフォローアップ

2 情報セキュリティ対策の推進等

(1) 情報セキュリティ対策の推進

[組織運営面]

○内部監査計画書に基づき、情報セキュリティ対策関係に係る監査、特定個人情報に係るシステム関係監査、外部委託によるペネトレーションテスト及び監査フォローアップとして、平成30年度フォローアップ監査を行った。

[設備面]

○大型連休時においてWEBサーバを閉鎖し、一時的にクラウドサーバへの退避を実施した。

[運用面]

○毎週定期的に、更新プログラムのインストールおよび完全スキャンを実施。当日は毎週、全役職員に当該措置実施のための準備作業を実施するよう注意喚起メールを送信した。

○3連休以上の連休明けには、原則として外部からのメールの添付ファイル開封を禁止し、連休前には全役職員に対し、注意喚起メールを送信した。

○31年度情報セキュリティに係る対策推進計画に基づき、以下の取組を行った。

- ・インシデントに備えた抜線訓練
- ・新規採用者を対象とした情報セキュリティ研修
- ・全役職員を対象とした標的型メール訓練、個人情報及び情報セキュリティ研修、自己点検
- ・WEBアプリケーションのセキュリティ診断

○NISC及びCSIRTの研修に参加し、政府統一基準群の改定や統一基準群に基づく情報セキュリティ監査について講義を受けた。

○IT人材育成・確保のための講習会に参加し、IT調達における見積手法などの講義を受けた。

○第二GSOC報告会、JPCERT情報共有会、独法等CSIRT会合へ出席し、外部団体との情報交換を行った。また、新たにサイバーセキュリティ協議会への参加申込みをした。

(2) 災害時等における事業継続性の強化

○自然災害（風水害・地震）が発生した際の交通機関の計画連休への対応等について、職員の安全の確保及び事業継続性の観点から整理し、職員へ周知した。

○機構内各事業において、システムバックアップ及びデータバックアップとその外部保管（毎日）を行った。

○中退共電算システムについては、災害やサイバー攻撃等によるシステムの機能停止やデータ破損等に備えて、給付関連データの遠隔地へのデータ転送によるバックアップを継続。また、非常時の転送データ利用訓練を定期的に（概ね3か月に1回）実施した。

○新型コロナウイルスの深刻な感染拡大に伴い、職員が感染若しくは感染の疑いが判明したことを想定し、関係機関への連携の確認や事業継続性を考慮した対応を検討し、マニュアル案の作成を行った。

3 退職金共済事業と財産形成促進事業との連携

[指標] 説明会開催数 目標値： 15回 実績値： 14回 (達成度 93.3%)

4 資産運用における社会的に優良な企業への投資

約5兆円に上る資産（本邦公的基金としては6位の規模）を運用する公的機関のアセットオーナーとして、相応しいモデルが構築できた。

これを受けて、「資産運用において、安全かつ効率的な運用を害しない範囲内で、労働環境の改善及び雇用の安定に寄与する仕組み」については、労働環境の改善及び雇用の安定が企業のサステナビリティ向上に繋がることを、運用機関とのエンゲージメント等を通じて発信する形で実施した。

具体的には、昨年度に引き続き、理事長が主要運用機関のトップマネジメントとの面談を行ったほか、令和元年度においては、新たに運用業務を委託した海外運用機関についても、本国のスチュワードシップ活動担当ラインのトップとの面談を開始した。

理事長の面談では、運用機関ビジネスの将来展望や、昨年度から今年度にかけての企業ガバナンスを巡る動き、ESG投資等についての意見交換を行って問題意識を共有した。各運用機関とは、こうした面談を継続的に実施することで合意している（7～12月実施）。

また、実務レベルでは、国内株式および外国株式の運用受託機関について、スチュワードシップ活動をテーマとした年度活動報告会を開催した。同報告会では、改訂版コードを踏まえ、議決権行使やエンゲージメントに関する実績報告にとどまらず、各運用受託機関のスチュワードシップ活動に係るガバナンス（基本方針や資源配分の決定体制等）の確認を行ったほか、ESG投資についての意見交換等を行った（10～11月実施）。

こうした活動の概要について、「スチュワードシップ活動の概況（H30.7～R1.6）」をホームページに公表した（1月）。

Ⅲ その他考慮すべき要素

3 退職金共済事業と財産形成促進事業との連携

○新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、2～3月に予定されていた説明会が中止となった（2回）。

評価項目No.5-1

自己評価 **B**

予算、収支計画及び資金計画 ・ 短期借入金の限度額 ・ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
 剰余金の使途 ・ 職員の人事に関する計画 ・ 積立金の処分に関する事項

※目標がないため、以下については計画より記述

I 中期目標の内容

第6 短期借入金の限度額

- | | | |
|---|---------------|-------|
| 1 | 限度額 | |
| ① | 中退共事業においては | 20億円 |
| ② | 建退共事業においては | 20億円 |
| ③ | 清退共事業においては | 1億円 |
| ④ | 林退共事業においては | 3億円 |
| ⑤ | 財形融資事業においては | 391億円 |
| ⑥ | 雇用促進融資事業においては | 0.1億円 |

第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

第8 剰余金の使途

財形勘定における決算において剰余金が発生したときは、財産形成促進事業の金融リスクへの備え、政府方針を踏まえた特別な支援を必要とする利用者への融資内容の見直し、融資業務の体制強化等に充てること。

第9 職員の人事に関する計画

方針

- ① 職員の採用に当たっては、意欲や能力の高い人材をより広く求めること。
- ② 職員の資質や能力向上を図るため、専門的、実務的な研修等を実施すること。
- ③ 多様なポストを経験させるための機構内の人事異動を積極的に実施すること。

第10 積立金の処分に関する事項

前期中期目標期間繰越積立金は、中退共事業等勘定、特定業種のそれぞれの退職金共済事業等勘定、財形勘定及び雇用促進融資勘定の勘定ごとに次に掲げる業務に充てることとする。

- ① 退職金共済契約又は特定業種退職金共済契約に係る中小企業退職金共済事業
- ② 前記①の業務に附帯する業務
- ③ 財産形成促進事業
- ④ 雇用促進融資事業

II 目標と実績との比較

第6 短期借入金の限度額

1 限度額

- ⑤ 財形融資事業においては、資金繰り上発生した資金不足に対するつなぎ資金として、借入限度額の範囲内で、借入れを行った。
- 30億円（令和元年6月25日～7月1日）
160億円（令和元年9月25日～9月27日）
109億円（令和元年12月25日～12月26日）
162億円（令和2年3月24日～3月27日）

第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

第8 剰余金の使途

なし

第9 職員の人事に関する計画

- ① 職員の採用については、幅広く募集し、多数の応募者から、筆記試験、集団討論による面接、個別面接（2回）により、6名を採用した。
- ・機構職員の専門性向上など運用体制の強化に努めるため、金融・運用業務に精通した職員を運用調査役として公募により2名採用した。
 - ・中退共事業及び特退共事業にかかわるシステムの企画・開発・保守・運用全般に関する業務に従事する任期付き職員を公募により2名採用した。
- ② 令和元年度の実施計画を踏まえ、各職務に応じた「能力開発プログラム」に基づいた研修を実施した。
- 実施回数：104回 参加人数：1,034人（内訳）基本研修 18回/497人、実務研修 86回/537人
- ③ 人事評価結果等を活用し、職員の能力・適正・経験等を踏まえた適材適所の人事配置を行った。特に、人材育成・職員のキャリアアップの観点から、多様なポストを経験させるべく、令和元年度中に機構職員のうち42.1%の人事異動を行った。
- ④ 資産運用分野では、資産運用委員会設置と共に取組んで来た諸改革（適正剰余金水準の再検討、基本ポートフォリオ再構築等）に関する同委員会での議論（35回）を通じて人材育成を図って来たが、2年越しのマネジャー・ストラクチャー見直しでは、世界トップクラスのマネジャーとの直接的対話を通して、専門性、プロジェクト管理能力の向上等人材育成面で顕著な成果がみられた。今後は、新たな運用受託機関となった世界有数の運用機関との交流を通じ、一段の能力向上を目指す。
- ⑤ システム分野では、中退共システム再構築プロジェクトにおける、中途採用した任期付専門家2名や、強化されたCIO補佐官チーム等との協働作業を通じ、人材育成を図っている。今後、同プロジェクトにおけるトップ・コンサルタントとの協働作業も専門性向上へ貢献することが期待される。

第10 積立金の処分に関する事項

主務大臣の承認を受けた前期中期目標期間繰越積立金については、各勘定の経理のうち当期損失金を計上した経理について積立金を取り崩し、以下のとおり①および②の業務に充てた。

- | | | |
|------------|--------|-----------------|
| ① 中退共事業等勘定 | 給付経理 | 55,833,057,514円 |
| 建退共事業等勘定 | 給付経理 | 21,391,092,036円 |
| ② 建退共事業等勘定 | 特別給付経理 | 845,660,472円 |

III その他考慮すべき要素

なし